

民間資金等活用事業推進委員会
第5回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第5回計画部会

議事次第

日 時：平成29年2月23日（木）10:00～11:54

場 所：合同庁舎8号館8階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 計画部会について
- (2) 関係省庁ヒアリング
- (3) その他（報告）

3. 閉 会

○森企画官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第5回計画部会」を開催いたします。

私は事務局の内閣府民間資金等活用事業推進室の企画官をしております森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、前回、4月28日の後に御就任いただきました専門委員の方を御紹介させていただきます。

本日、実は所用により御欠席なのですが、佐々井正明専門委員に御就任いただいておりますので、御紹介させていただきます。

今、浅野専門委員と石田直美専門委員が若干おくれられているということですが、現在、部会の構成員13名のうち9名の委員、専門委員の皆様にご出席いただいております。過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日は民間資金等活用事業推進機構の半田代表取締役社長にもオブザーバーとして御参加いただいているほか、議事の(2)関係省庁ヒアリングということで、各省庁の方々にもメインテーブルのほうに着席をいただいているところでございます。

次に、本日の資料につきまして、1点御連絡させていただきます。資料の確認は、時間の都合上、省略させていただきますけれども、各省にて作成しております資料2-2~2-6と参考資料2につきましては、アクションプランの見直しが終わるまでは非公表とさせていただきます。あわせて、会議後に作成します議事概要と議事録につきましても、これらの資料に関する部分については当面非公表とさせていただきますので、御承知おきいただければと思います。

議事に入る前に、審議官の木下から、一言挨拶をさせていただきます。

○木下審議官 おはようございます。内閣府の審議官の木下でございます。

本日は、皆様、お忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。PPP/PFIの推進につきましては、昨年の5月に、新たな事業規模の目標とコンセッション事業の重点分野の拡充、そして新たな具体的な施策を盛り込んで、新しいアクションプランというものを決定いたしました。現在、これに基づいて取り組みを進めているところでございます。

この目標として掲げております事業規模を達成するためには、アクションプランの進捗状況についてしっかりとフォローアップをしていくといったことがとても重要です。皆様方、本計画部会では、アクションプランの進捗状況の把握と、それと基づく必要な見直しの調査、審議といったことをお願いすることになります。

また、本年3月末には、重点分野である空港、水道、下水道、道路といった4つの分野につきまして集中強化期間が期限を迎えますし、また4月からは各公共施設の各管理者におきまして、優先的検討規程の運用といったものが本格的に開始されることとなります。

これらに伴いまして、アクションプランの重点分野の見直し、そして実効ある運用に向

けた対応策への検討といったものが必要となりますので、本部会としての取りまとめは5月中旬ごろと考えておまして、皆様方、大変お忙しいとは思いますが、非常にタイトなスケジュールでお願いすることになります。どうか熱心な御議論をお願いいたしまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○森企画官 それでは、以後の議事につきましては、宮本部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○宮本部会長 おはようございます。計画部会が再開いたしました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、木下審議官からもおっしゃっていただきましたけれども、昨年の推進アクションプランのPDCAの最初のチェックのところでございますので、よろしくお願ひいたします。5月の中旬まで集中的にいろいろ検討してまいりますので、委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思ひます。議題（1）、計画部会につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○森企画官 それでは、「計画部会について」ということで、資料1-1～1-3で御説明させていただきたいと思ひます。計画部会のスケジュール等、まずアクションプランの見直しに向けて御説明させていただきます。

資料1-1「当面の計画部会の運営について」ということで、平成29年1月20日とありますけれども、こちらはこの計画部会の親委員会である委員会におきまして了承されたところでございます。内容につきましては、今、木下から申したとおりでございます、昨年5月につくったアクションプランの進捗状況を把握して、適切に見直しを行っていくというところでございます。

計画部会の構成員は、次の資料1-2のとおりでございます、この紙をもって各委員の御紹介にかえさせていただきたいと思ひます。

当面のスケジュールにつきましては、また後ほど御説明させていただきたいと思ひます。

続きまして、資料1-3「PPP/PFI推進アクションプランの見直しに向けて」でございます。

まず1ページ目、こちらはもうおさらいになりますけれども、昨年5月に決定したPPP/PFI推進アクションプランの概要になります。ポイントとしましては、新たな事業規模目標21兆円ということで、それまで10～12兆円でしたけれども、目標の期間は34年度ということで、10年間は変えずに倍近くまでの目標にしたというところでございます。

あと、推進のための施策として、真ん中ほどにある（1）～（3）ということで、コンセッション事業、優先的検討、地域のPPP/PFI力の強化をやっていきたいと思います。

特にコンセッション事業を中心として、その下に重点分野ということで掲げておまして、28年度までのものと、文教施設とか公営住宅というのは30年度までですけれども、3

年間の取り組み集中期間ということでやっていくというところでございます。

一番下にPDCAサイクルということで、まさにこの計画部会でそういった進捗状況を確認して、さらなるスパイラルアップと申しますか、そういったものを目指していくということでございます。そういったことを通じて、経済財政一体改革への貢献といったものになっております。

2ページ目が、アクションプランの各類型ということで、これは御参考でして、事業規模を今21兆円としていますけれども、この類型ⅠからⅣごとにそれぞれ目標を定めてやっているところがございます。

続きまして3ページ目から、関係省庁のヒアリングに入る前に、全体的な実績なりを簡単に御紹介させていただきます。

まず、優先的検討規程の策定状況でございます。こちらは、今年度末までということで、国と人口20万人以上の地方公共団体に優先的検討規程、これは公共施設等の整備をするときに、まずPPP/PFIの検討をしてくださいといった規程をつくるということですが、その策定を求めておりまして、その状況でございます。

これは9月末時点のものでございます。これでフォローアップをしております、国は今年度末までに100%つくるところです。人口20万人以上の地方公共団体では、86.2%というところがございます。

それぞれの状況を細かく記したのが次のページからです。4ページ目が国で、13省庁ありますけれども、全省庁策定見込みということで、これは実は9月末時点の状況を記載してまして、国土交通省は策定中で、平成29年1月とあるのですが、こちらは既に策定されているところがございます。

さらにガイドラインの策定ということで、厚生労働省と国土交通省、警察庁がそれぞれ水道、下水道、警察の施設になりますけれども、つくることとしてございます。

5ページ目からが、地方公共団体の状況でございます。まず、5ページ目が都道府県でして、全団体が策定見込みということで、平成28年度末までは45団体でございます。

6ページ目が政令市になってまして、こちらは全20団体ありますけれども、策定は全ての団体ですということで、年度末までが19団体でございます。

7ページ目が、人口20万人以上の市や区になりますけれども、こちらも全団体でつくるところでございますけれども、28年度末までは92団体で、80.7%という状況でございます。

8ページ目が、PFI事業の実施状況でございます。一時期、平成20年代前半は若干停滞していた時期がございますけれども、最近は順調に推移をしているところがございます。

9ページ目と10ページ目が、事業規模目標の進捗状況でございます。27年度の事業規模がまとまりましたので、御報告させていただきます。27年度が、9ページでいきますと、赤枠で囲ったところになりまして、合計が一番下のところにあるのですが、6.7兆円でございます。実は、このうち関空が約5兆円ということで6.7兆円となっているのですが、それを除くと1.7兆円であります。

今、事業規模目標は10年間で21兆円で、関空を除くと16兆円ですけれども、それを単純に10年間で割ると1.6兆円ということで、実績は、27年度は1.7兆円ということですので、堅調に推移をしているのかなと我々としては思っているところがございます。

その下が歳出削減効果と歳入増加効果ということで、こちらも算出していて、それぞれ歳出削減効果については1,154億円、歳入増加効果につきましては888億円となっております。

11ページ目が、コンセッション事業の重点分野の進捗状況でございます。目標は空港6、水道6、下水道6、道路1ですけれども、今、これは12月20日時点としておりますけれども、空港につきましては7件、水道2件、下水道4件、道路1件、我々の計測ではこういう形で進捗をしているというところがございます。

最後に、12ページ目と13ページ目は、見直しの考え方とスケジュールになります。12ページ目が見直しの考え方ということで、アクションプランで今回中心的に見直していくところが「3. 推進のための施策」と「4. 集中取組方針」だと考えております。

「推進のための施策」につきましては、28年度末までにやるというところもかなりありますので、そういったところの進捗状況を踏まえた上で必要な施策なりを追加していくということ。あと、この計画部会とあわせて、優先的検討部会と事業部会をやっておりますので、そこでの議論も踏まえた上で施策の追加を行っていきたいと思っております。さらに、その他の施策についても、必要に応じて追加をしていくというところがございます。

また、その下の「集中取組方針」につきましては、こちらは今年度末という目標もございます。また、こちらはほかの経済財政諮問会議とか未来投資会議、そういったところでも特に件数とか議論をされているところで、そういったところの議論も踏まえながら見直していくものと考えております。

そのほかのところにつきましては、昨年つくったばかりですので、基本的な考え方等は今のところ特段変更する予定はございません。

最後に、13ページ目、スケジュールでございます。本日、進捗状況の確認ということで、関係省庁からお話を伺うということです。それを受けまして、来月3月14日に第6回計画部会ということで、構成員の皆様から御意見を伺いたいと考えております。それで、3月24日、年度末に1回、PFI推進委員会のほうに中間報告をさせていただきまして、4月21日に第7回ということで、今度、部会の皆様から3月にいろいろ御意見を伺いますので、それを踏まえた上で、今後どうしていくかというアクションプラン施策の確認ということで、また関係省庁からのヒアリングを予定しております。計画部会としては、最後、5月12日にアクションプラン改定案の審議とさせていただきたいと思っております。

それで、一番下に5月25日、これはまだ最終調整中ですがけれども、またPFI推進委員会に計画部会の報告をしまして、その後、PFI推進会議で決定していただく。今、そういう予定で考えております。

進め方につきましては、以上です。

○宮本部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

江口先生、お願いします。

○江口専門委員 ありがとうございます。

資料の11ページですが、最新の状況をお聞きしたいのですけれども、水道のところ、大阪市水道は平成26年11月で、27年8月に改定とあるのですが、現時点ではどうなっているかという点です。それから、奈良市水道のほうも28年2月では古いので、現時点ではどうなっているか。PDCAをやる以上は今どうなっているかというのが大事だと思いますので、御説明いただければと思います。

○森企画官 こちらはヒアリングの中に進捗状況が入っておりますので、そちらで厚生労働省から御説明いただくということでもよろしいでしょうか。

○江口専門委員 結構です。

○宮本部会長 ほかにいかがでございますか。全体の進め方についてでございますが、少々厳しい日程でございますけれども、5月12日にアクションプラン改定案を我々部会としてはまとめたと考えております。

ほかに御質問等はございませんか。財間さん、お願いします。

○財間専門委員 9ページ目の全体の進捗状況のところですがけれども、類型Ⅲの公的不動産利活用事業が、10で割ると0.4兆ずつというところを0.3兆ずつで推移していて、それなりにうまくいっているのかなという数字だとは思っておりますけれども、年1,000億の単位で不足というのは、意外と1,000億というのは大きいなと思っております、何となくコンセッションとかPFIに目が行っているものですから、この類型Ⅲのところのもうちょっと頑張れないかなという意味でのフォローをどう進めていったらいいのだろうというところを次回等に反映していただければと思います。

○宮本部会長 次回の3月14日に部会を予定されていますけれども、そこで計画部会構成員からの意見聴取がございますので、御意見はそこでまたまとめていただいた後に、事務局で御対応いただくというのが一つの流れかと思っておりますけれども、その理解でよろしいでしょうか。

○森企画官 それで結構でございます。

○宮本部会長 特に進め方についての御質問はいかがでしょうか。もしよろしければ、こういう形で進めていくということでお認めいただいたということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、議題（2）の関係省庁ヒアリングに入らせていただきます。関係省庁の皆様におかれましては、御多忙の中、本部会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

初めに、ヒアリングの内容につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○森企画官 それでは、資料2-1で御説明させていただきます。

まず、お集まりの対象の省庁ですけれども、国土交通省、厚生労働省、文部科学省、総務省、内閣府ということで、こちらは今のアクションプランに記載の省庁の方々にお集まりをいただいているところでございます。

2番目に、関係省庁からの報告ということで、アクションプランに掲げているような具体的取組の進捗状況等について、主に次の事項を説明していただきますというところで、1番目が、所管分野の案件形成の推進に係る取り組み、2つ目がアクションプラン集中取組方針に掲げる重点分野の目標達成に向けた取り組み、3つ目が優先的検討に係る取り組み、4つ目がその他PPP/PFI推進に係る取り組みということで、こういったことを中心に説明していただきたいと思っております。

説明時間につきましては、国土交通省は10分で、ほかの省庁は5分ということで予定させていただきます。

その後、関係省庁からの報告ですとか、参考資料に基づいて質疑をいただきたいと思えます。

それで、先ほど申しましたけれども、本日の質疑内容を踏まえまして、さらにアクションプランの推進策について、第7回の部会でヒアリングを行うということを予定しております。

進め方につきましては以上でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。今の進め方でよろしいでしょうか。

それでは、御出席いただいている関係省庁の皆様から、まずは国土交通省から10分程度御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○国土交通省(山下政策企画官) 国土交通省でございます。よろしくお願いたします。

進捗状況につきましては、詳細なものは参考資料2でございますけれども、項目が多々ございますので、資料2-2が主なものを抜粋したものでございますので、こちらに基づいて御説明させていただきます。分野もかなりまたがっておりますので、分野ごとにまとめてございます。

まず、国交省全体の部分が1ページ目でございます。地方ブロック単位で形成されたブロックプラットフォームの状況ですが、2ページ目に参考資料をつけてございますけれども、こちらは9ブロックごとに開催してございまして、KPIのほうは181団体の地方公共団体の参画を得るということでございますけれども、現在、191団体参加して、産官学金という形で、セミナーを実施したり、首長の意見交換会を実施したりという形で進めてございます。

2項目目、民間提案を促進ということでございますが、資料の4ページでございます。民間事業者に対して行政側としてはインセンティブを与えたいと。その一方で、公平性とか公正性、このあたりに懸念がある。その辺のバランスが難しいということでございますので、この辺について事例をまとめたガイドを作成してございます。それに基づいて、研

修等によって周知活動を行っているということでございます。

3点目、専門家や経験豊かな自治体の職員を情報提供とか助言のために派遣するといったこととございますけれども、こちらは5ページ目に資料がございます。サポーター制度ということで今年度から試行してございまして、来年度から本格的に実施していきたいと考えてございます。

4点目、自治体のほうで実施するコンセッション事業の準備事業に要する負担について支援をするということでございますが、先導的官民連携支援事業、F/S等を支援する事業でございますが、これを使いまして28年度については8件の支援を実施しているということでございます。

6ページからが下水道の関係でございます。1点目でございますけれども、重点分野に指定されてございまして、28年度までに6件、コンセッション事業を具体化するということでございます。下水道分野におきましては、浜松、大阪、奈良、三浦、こちらにおきましてコンセッションの導入を検討しているということと、須崎市、宇部市で内閣府のほうの支援を活用しまして具体的に検討を開始したということでございます。この辺の具体的に達成したかどうかというお話については、これから内閣府さんと相談しながら詰めていくことになろうかと考えてございます。

2点目、優先検討規程を自治体が定める場合ガイドラインの策定でございますが、先ほど少し御紹介がございましたけれども、ことしの1月に既に策定・公表済みでございます。

3点目、交付金事業の実施、あるいは補助金採択のときにPPP/PFIの導入の検討を一部要件化するということでございます。こちらにつきましましては、まず20万以上の都市において、下水道処理施設の改築に当たってはコンセッション導入の検討をしなさいということをや要件化してございます。汚泥有効利用施設を新設する場合には、もう検討ではなくて、導入を原則化するという形で、来年度予算から適用していくということでございます。

それから、下水道分野においてコンセッションを推進していくための検討会がございましてけれども、こちらは28年度は6回開催いたしまして、横展開を実施するというところで、参加する自治体もふえていっているということでございます。

それから、支援するための調査でございますけれども、28年度は三浦市、宇部市、小松市を対象としまして、実施方針とか契約書の作成など、そういった具体的な実務について支援をしていっているということでございます。それぞれ、参考資料をその後ろにつけてございますので、また御参照いただければと思います。

都市公園の分野が10ページでございます。こちら、都市公園の交付金事業の実施の際にPPP/PFIの導入検討を要件化するということでございます。こちらは11ページに資料がございましてけれども、今回、法案を国会に提出するというところでございまして、都市公園の中でのPFIを進めていくためにPark-PFIというものを盛り込んでございます。これの実施とあわせまして、交付金事業について交付する際に導入の検討をしなさいということをや要件化して実施するというのを進めてございます。

12ページ、道路関係でございます。まず、コンセッション事業でございますけれども、1件が目標となっております。その対象が愛知県ということで、引き続き必要な協力をすることとございましたけれども、まず、法制度を特区法の改正という形で整備していただきまして、それに基づいて愛知県において手続を進めて、10月から既に民間事業者による運営が開始されてございます。そのことについて横展開を図ることとございますが、先ほどの地域プラットフォームの中でセミナーを実施するなどして、情報提供、横展開を進めているということとございます。

それから、道路の上部空間利用ということで、首都高速の築地川区間をモデルケースとして検討ということで、こちらにつきましては東京都などを含めた関係者間で検討を実施しているという状況でございます。

16ページ、空港分野でございます。こちらは28年度まで6件という形で目標が立てられてございました。これにつきましては、6件の目標に対して、下に仙台、高松等と書いてございますけれども、7件について具体化をしているということとございます。

それから、北海道等において複数空港の一体運営を推進することとございますけれども、現在、北海道内の国・道・空港所在自治体とで構成される協議会を組織いたしまして現在検討を進めてございまして、道庁が地元の意見を取りまとめたという段階まで来てございます。当面の動きといたしまして、1月から対象となる7空港について、各地元においてシンポジウムを開催するなど、そういった取り組みを進めているということとございます。

19ページ、住宅分野でございます。こちらにつきましては、目標年度が30年度までということとございますけれども、6件のコンセッション事業、収益型事業、または公的不動産利活用事業の具体化を目標とするということとございます。

こちらは資料が20ページにございますけれども、下の段で、28年度中に1件契約済みということで、神戸市においては既に契約済みでございます。

現在、事業者の選定手続に中に入っておりますものが5件、20ページの上のあたりに具体的に都市名が入っているところとございますけれども、そちらにおきまして事業者選定の手続中であるということとございます。

駆け足でございましたけれども、進捗状況の御報告は以上でございます。

○宮本部会長 大変ありがとうございました。

続いて、厚生労働省、御説明をよろしくお願いいたします。5分程度でよろしくお願いいたします。

○厚生労働省（松田室長） 厚生労働省水道課の松田と申します。よろしくお願いいたします。

2ページにございますが、特にコンセッションの目標が設定されておりますが、その導入に対する支援状況でございます。

1つ目は、地方公共団体と民間事業者等への働きかけということで、工業用水とも連携

して、水道分野の官民連携推進協議会というところで、自治体、民間事業者に集まっていたいて協議会を開催しております。案件形成に向けてということでございますが、毎年4回やっているというものでございます。

それから、コンセッションを含め、「水道事業における官民連携に関する手引き」というものをつくってございます。これも、さらに内容の充実を図るということで取り組んでおります。

予算における支援措置ということで、27年度から導入に当たってさまざまな検討を事前に要する、あるいは計画作成を要するというので、その調査の支援の予算化をしております。

一つは、官民連携導入に向けた調査、計画作成等の支援。それから、コンサルタントによる助言等ということで、厚生労働省とも連携して調査をする、そういうスキームもつくってございます。

さらに、28年度の2次補正予算で、コンセッション事業を推進しようという具体化の段階に入ってきたというところについて、事業推進前に、特に老朽化とかでどうしても対応が必要だという部分については、事前に更新とかそういった予算の支援をするということと、それ以前に資産の評価が非常に重要だということがありますので、デューデリジェンスとか、そういったものの調査の予算も、これは内閣府でございますが、予算として計上されてございます。

さらに、水道施設整備については交付金がございます、特に事業の状況、経営基盤の悪いところに交付金で補助をしておりますけれども、BOTとかコンセッションというものも既に対象になるようにしてございます。

こういった取り組みをしながら、3ページをごらんいただきますと、集中強化期間にコンセッション方式で各事業体は検討を進めておりますが、それがどういう状況かということでございます。

先ほども目標達成のところ、大阪市、奈良市とありましたが、まずその現在の状況でございますけれども、大阪市としては28年2月に市議会で条例改正案を再提出していません。条例を改正することで、コンセッションを導入という手続の最初の段階が始まるということでございますが、まだ経営形態の見直しに慎重な意見が多いということで、現段階では継続審査という状況でございます。

奈良市のほうは、28年3月の市議会で同様に条例制定案を提出しております。最初の提出ということで、議会あるいは市民への説明がまだまだ唐突だというような理由で、ここは否決ということになっております。ただ、現段階では、改めて丁寧な説明をしていくということで準備を進めているということでございます。

それ以外の自治体、事業者については、下にございますけれども、例えば未来投資会議とか別の会合で、県知事とか市長がコンセッションを含めた官民連携を進めるという方針を発言されている場合があるのですが、そういった自治体の一つとして広島県というのが

ございます。

さらに、その他の自治体に書かれてはいるのですけれども、宮城県とか浜松市というところも積極的に発言されているので、具体化の方向性にかなり近づいているのではないかと思います。

さらに、その他の自治体で、ほかにも国の、先ほど御紹介した計画策定の支援の調査とか、そういったところで検討している自治体がここで挙げれば11、さらに最近確定したのも入れると13ということで、裾野は広がってきているかなど。引き続き、その支援を進めるといふことと、個別の働きかけを強化したいと思っております。

次のページを見ていただくと、働きかけについてはトップセールスということで、リストをつくりながら働きかけを進めておりまして、まず当面、リストアップした23事業者のうち19事業者には働きかけ済みだということでありまして。

ただ、もう少し裾野を広げようということで、下の(2)の①にありますように、水道では施設の技術的な管理というのは総体として委託できるという制度が既にありますので、そういったところを活用している自治体というのはコンセッションに至る可能性も高いのだろうということで、改めてそういったところも対象を広げまして働きかけを進めたいと思っております。

そういった取り組み強化と、もう一つありますのは、5ページをごらんいただきますでしょうか。現在、水道法の一部改正案というところで検討を進めてございます。今国会の提出に向けて検討を進めているものでございまして、官民連携の推進については、4番目にご覧いただきますように、コンセッションの仕組みを自治体にとって現実的な選択肢になるような制度改正を進めております。

背景を御説明しますと、水道では市町村が経営するというのが原則になっていまして、全国で1,400ぐらいあるのですけれども、事業を行うには国の認可が必要になります。コンセッションを行うということは、水道料金を設定して徴収して事業を行うということになりますので、基本的にはそれを行うコンセッション事業者さんに改めて認可を取っていただくことが必要だというのがこれまでの水道法上の扱いでございます。

そういう意味で、民間事業者に認可を取得いただくというところで、いろいろな面で検討すべき点も多くて、ある意味ハードルも高いというところがございました。その一つは、自治体が最終的な責任を負えなくなるのではないかと不安感がいろいろ指摘されていまして、先ほど検討を進めているという宮城とかいろいろな自治体さんも、その点が解消されればコンセッションを導入できるのではないかと、そんなお話もされておりますので、そういったことに対応した改正ということでございます。

簡単に申しますと、先ほど認可を移さなくてはいけないと申し上げましたが、それを移さなくて、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持したまま、ただ、やはり料金の設定とかは経営の非常に大きな部分にもかかわりますので、厚生労働省、国の許可を受けて公共施設等運営権を設定するという仕組みを導入しようと考えております。

もう一つだけつけ加えさせていただきますと、広域化です。1,400事業体がございますので、小さなところでは職員も技術力ももう保持できないというところがございますので、そういったところはスケールメリットを出す広域化を進める。それをより進められるように、これも水道法の改正で広域連携の推進という制度をつくっていかうということでございます。

こうしたことで、基盤強化が必要なこの制度対応によって、目標達成に向けた取り組みが進められるのではないかと考えております。

以上でございます。

○宮本部長 どうもありがとうございました。

次は、文部科学省、お願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

○文部科学省（山川課長） 文部科学省施設企画課の山川と申します。よろしく申し上げます。

資料2-4をごらんいただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、文教施設におけるコンセッション事業の具体化目標に向けた取り組み状況について御説明させていただきます。

上段に点線囲みで書いてございますのが、アクションプランにおける文部科学省の関係の抜粋でございます。実効性のある優先的検討の推進というところは、各省庁と同様に文部科学省も入っておりますが、その下のところが中心でございまして、集中取組方針の「重点分野と目標」の中で、文教施設につきましては、平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とするとされております。

そのための措置としまして、ちょっと見にくい表記ですけれども、下に5つほど書いてございます。1点目が、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設についてコンセッション事業を活用し、取り組みを推進すること。2点目としましては、具体の案件形成を行うため、地方公共団体等への働きかけを実施すること。3点目としては、コンセッション事業の活用のあり方について、検討会を設置して検討する。4点目としては、具体の案件形成に向けた支援を地方公共団体に実施する。最後に、複合的運営による集客力拡大等の取り組みを進めるとされております。

これに対応しまして、目標達成に向けた現在の取り組み状況でございますけれども、文部科学省で28年度に有識者の検討会を設置いたしまして、8月末に中間まとめをまとめていただきまして公表済みでございます。今年度末には、最終報告書を取りまとめることとしております。

来年度でございますけれども、地方公共団体に対する支援としまして、29年度の政府予算案に計上しております。これは後ほど説明させていただきます。さらに、28年度の有識者検討会の報告書を受けまして、具体的な手引の策定を行っていかうと考えております。

その後、具体的な案件につきまして地方公共団体に支援を行っていくということでございまして、最終的には、この目標でございます3件の具体化というのをしたいと考えてお

ります。

それに並行しまして、今年度から地方公共団体への働きかけとしまして、地域プラットフォームでの周知とか、導入を検討しております地方自治体等に対しての現地視察、ヒアリングを適宜実施しているところでございます。

次のページをおめくりいただきまして、先ほど申し上げました地方公共団体が行コンセッション事業の検討への支援としまして、現在、審議中の29年度予算案におきまして4,400万円ほど計上しているところでございまして、先導的開発事業と呼んでおります。

その具体的な中身でございますけれども、下のほうの左側に書いてございますコンセッション事業導入のプロセスでございます。導入可能な施設の抽出や選定などを行う事業の発案の段階、そして具体的な事業のスキームの開発について具体化を検討する、そういった内容について、地方公共団体が行うものについて費用を支援するというところでございます。

具体的には、右のところでございますように、地方公共団体が協議会を設置・運営する費用、さらには、専門的な調査を行う際にコンサルティング会社への再委託等を行う場合の費用につきまして、この予算の中で措置したいと考えております。この結果を受けまして、その成果を全国に発信・普及しまして、コンセッション事業の推進を図ることとしております。

次のページでございますけれども、現在の具体的な検討の事例として2つ挙げさせていただいております。左側が大阪の新美術館でございます。現在、美術館運営へのコンセッション方式の導入の有効性の検証、そして周辺に美術館・博物館がございますので、そういった既存施設との効果的な連携のあり方について検討を行っているところでございまして、今年度中に報告がまとまる予定と聞いております。

想定スケジュールとしましては、今年度にVFMの算定調査、最終的には平成33年度の開館を予定しております。

それから、右側でございますけれども、奈良少年刑務所でございます。これは法務省所管でございますけれども、この建物につきましてコンセッション方式を導入しまして、観光資源としての有効活用を図ることとしております。既に実施方針、募集要綱等の公表は行っておりまして、現在のスケジュールではことしの8月に運営権の設定と実施契約の締結を行いまして、最終的には31年に開館をする予定でございます。

以上でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

続きまして、総務省のほうで御説明をお願いできますでしょうか。

○総務省（飯塚室長） 総務省でございます。総務省からは2点御説明させていただきたいと思っております。資料は2－5でございます。

まず1点目でございますが、表紙をめくっていただきまして、1ページ目の表題にございますように、独立採算型等の指定管理者制度の関係でございます。1枚めくっていただ

いて、2ページ、アクションプランでの記載でございますけれども、2ページの上の四角の中に書いてございますように、独立採算型等の指定管理者制度に関しまして、当該制度の先進的な取り組み事例及びその効果を把握して、地方公共団体等に対する情報提供を実施するというところでございます。

進捗でございますけれども、地方行政サービス改革の取り組み状況ということで、各自治体のさまざまなサービス改革の取り組み状況を、ヒアリングを年度の初めにしてございます。この資料にございますように、都道府県分については平成28年5～6月、市町村分については同年の8～9月に全自治体の関係のものをヒアリングしてございます。そのいろいろな項目の中で、この独立採算型の指定管理者制度関係につきましても聴取をいたしまして、その把握は行ったところでございます。

現在、2つ目の○にございますように、事例の概要及びその効果の詳細について各当該自治体に確認したり、そういう形で取りまとめ中でございまして、28年度末までに地方公共団体等に対して情報提供をする予定でございます。

1点目については以上でございます。

○総務省（中尾課長補佐） 続きまして、2点目でございます。3ページにございますとおり、公共施設等総合管理計画の策定状況などについて御説明させていただきます。具体には4ページからになります。

公共施設等総合管理計画につきましては、平成28年度まで策定をするよう要請しているところであります。現在、10月1日時点での集計値でありますけれども、全都道府県・市区町村において作成は予定しているという中で、553団体が既に作成済みとなっております。

要請期間であります28年度までには、都道府県と政令市については全団体、それ以外の市区町村におきましても99.6%の団体において策定が終了するというところでございまして、全体として、下の表の下のほうの黄色の欄の一番右側になりますけれども、1,781団体が策定を完了すると伺っているところでございます。

続きまして、5ページ、固定資産台帳の整備状況についてでございます。固定資産台帳の整備状況につきましては、既に476団体で整備済みということでもありますけれども、この固定資産台帳につきましては、統一的な基準による財務書類、貸借対照表とか行政コスト計算書、そういった財務書類をつくる上での基礎資料となるものでございます。この財務書類につきましては、平成29年度、来年度でございますが、作成を要請しているということございまして、その作成予定の団体が98.8%ということでございますので、これらの団体においては当然ながら固定資産台帳が整備されるということになってございます。

作成状況につきましてはの説明は以上でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

最後に、内閣府から御説明をお願いしたいと思います。

○森企画官 それでは、資料2-6に基づきまして説明させていただきます。

内閣府の関係は5点ございます。まず、1点目ですけれども、「実効性のある優先的検

討の推進」でございます。先ほど、規程の策定状況を報告させていただきましたけれども、その取り組み状況を2ページ目に書かせていただいております。規程策定の手引というのを、真ん中ほどですけれども、今年の3月につくりまして、それをもとに全国に説明会を9カ所で行っております。

そこで、策定のお願いとともに、策定とか運用に係る課題を確認いたしまして、先ほど申したとおり、優先的検討部会でそういった策定や運用に係る課題の対応について審議をしまして、このたび運用の手引というものを1月末につくっているところでございます。あわせて、1月には、先ほど86.2%と申しましたけれども、改めて年度末までの策定ということで、再度要請をさせていただいたというところでございます。

また、策定するだけでは意味がありませんので、今後、実効ある運用というのがもちろん大切になってきますので、その運用の手引をつくって、その後、全国で説明会を今も行っているというところでございます。本格的には4月から運用が開始されて、さらにそこでも運用しながら課題を把握して、さらにまたよりよい運用、適正な運用がなされるように、適切にフォローアップ等をしていきたいと考えております。

3ページ目が運用の手引でございます。本日は、非常に分厚いのですが、参考資料3ということで運用の手引をつけさせていただいております。全部で300ページほどという大変分厚いものになっているのですが、こちらで運用上の課題とか、手法選択の考え方とか、そういったところを解説しており、ぜひ自治体の参考にさせていただくということで作成をしているものでございます。

4ページ目が、優先的検討運営支援事業ということで、こういった規程の策定とか、あと庁内での横断的な勉強会とか、そういったところで支援をしております。こういったところからも課題を把握して、運用の手引に反映したというところでございます。

優先的検討は以上でございます。

○直原企画官 続きまして、PPP/PFI地域プラットフォームについての御説明でございます。

地域プラットフォームの目的といいますのは、PFIはノウハウを持つ大手が仕事を持っていってしまうと、地方のほうで危機感を持っておりまして、そういったことに対応するために、地域の企業、金融機関、地方公共団体が集まりまして、ノウハウの習得、案件形成能力の向上を図るといったことで設置するものでございます。

内閣府では、昨年度、平成27年より地方自治体での地域プラットフォームの形成支援を行っております。写真にございますような5つの団体について支援を行ってまいりました。

6ページ、今年度の取り組みでございます。平成28年度は、ごらんの5地域、盛岡市、富山市、福井、滋賀、佐世保市で地域プラットフォームの設置の支援を行っております。ここでは、勉強会、意見交換会、ワークショップを行いながら、継続的な運営体制や、また官民対話ですとか、民間提案や広域化などのモデル的な取り組みに重点を置いた支援を行っております。

また、今年度、支援事業に応募があったほかの都市、ごらんの静岡以下5地域ですけれども、こちらにつきましても、来年度、地域プラットフォーム形成の支援ができるようにということで、今年度も内閣府のほうで打ち合わせ等を行いながら調整に当たっているとところでございます。

2. でございますが、支援団体はその後どうなったかということでございます。5ページにある自治体の中で、習志野市、浜松市におきましては、具体的なPFI案件が出てきたというところでございます。習志野市では、公共施設再生事業、給食センターの建てかえ事業、浜松市では市営住宅の建てかえといったことで進んでおりますし、ほかの地域におきましても、案件形成に向けて継続的に活動が続けられているところでございます。

7ページでございます。地域プラットフォームの一層の形成促進ということで、自治体向けに運用マニュアルをつくるべく、現在作成の作業をしております。課題としましては、地域プラットフォームの意義が理解されていない、また地域プラットフォームの形成の仕方がわからないというお話があるものですから、今年度は地域プラットフォームを形成、運営する際の参考となるマニュアルということで、その意義や形成前の準備、また効果的な形成方法や運営方法などについて紹介する運営マニュアルを作成するというところでございます。それをもちまして、来年度以降、運用マニュアルの周知とともに、各地方公共団体にプラットフォーム形成を働きかけていきたいと考えているところです。

8ページになります。PFI推進委員会の中に事業部会というものを昨年11月から行っておりまして、ここの中ではアクションプランにございます民間提案の積極的活用とか、バンドリング・広域化について、また、コンセッション事業の推進に当たってということで、運営段階での人材供給、この3つをテーマにしまして、アクションプランのテーマをいかに進めていくかということで検討を進めてまいりました。

まず、1つ目、左半分ですが、民間提案の積極的活用についてでございます。施設整備を伴うような民間提案手法ということで、箱にございますサウンディング調査、民間発案、PFI法に基づく民間提案について検討を加えました。

検討に当たっては、真ん中ほどにございます4つの論点、民間事業者への負担軽減、それと適切なインセンティブ付与、民間事業者への情報開示、企業ノウハウの保護という観点から、この上の3つの種類について見てまいりましたところ、下のほうにございますが、負担が小さいアイデアレベルの提案ということでのサウンディング調査、民間発案を今後より一層普及していこうということ。それと、PFI法に基づく民間提案につきましては、公共側の取り組みをつけ加えた上で運用改善して普及していこうと。具体的には、オレンジ色の①②③です。個別事業の提案公募を行う、VFM算出を簡便化する、インセンティブ付与ということ。この2つの施策を推進していくことで、民間提案を推進していきたいという結論に至りました。

右上ですけれども、(2)バンドリング・広域化の推進についてでございます。バンドリング・広域化の概念を、箱に書いてありますが、バンドリング、集約化・複合化、広域

化とそれぞれまとめました上で、それぞれの事業の掘り起こし、また情報提供を行いつつ、今後、地域プラットフォームの形成・運営支援などを通事ながら、事業の掘り起こしを図っていきたいということでございます。

また、(3) コンセッション事業の運営段階における人材供給につきましてですが、ここでは、事例を調べてまいりましたところ、派遣後のOJTでコンセッション事業に必要な人材の実務経験を積んでいるということが共通で見えてとれましたが、事業の分野や条件の違いによって、専門性を必要とする場合と専門性を必要としない場合がございますので、事例も少なかったものですから、今後も調査を積み重ねていって、人材供給のイメージを見きわめていくということでございます。

続きまして、次のページは、内閣府が行っております地方公共団体向けの支援の実施についてでございます。左側は、専門家派遣につきましてでございます。こちらは内閣府が委託しましたコンサルタントを現地に半日程度派遣するというものでございますが、下をごらんいただきますと、今年度、1月末現在で56件の申し込みがございまして、個別事業の相談が65%とか、基本的な勉強会ということで支援を行っております。

また、ワンストップ窓口、こちらは内閣府に自治体から電話でお問い合わせいただきますとお答えするというものでございまして、下でございますけれども、765件を今のところ今年度ということで受け付けております。

続きまして次のページですが、自治体への支援。先ほど、文部科学省さんのほうでもお話がございましたが、大阪市の新美術館の運営事業ということで支援を行っております。

具体的な支援としましては、主に法律、税務、会計、金融ということでの高度な専門的支援ということで行っておりますが、この大阪市の場合ですと、学芸業務の分担、学芸員の帰属の整理ということで、法制面、民間ヒアリングなどをもとに整理したということや、2つ目ですけれども、官民の業務分担・リスク分担の整理を行ったといったことがございました。

以上でございます。

○森企画官 最後のページは、民間資金等活用事業推進機構の支援決定案件一覧です。機構の取り組みにつきましては、次回、半田社長にいろいろな取り組みについて御紹介いただきたいと思っておりますけれども、支援決定の案件の一覧ということで、今19件ということで、小さい案件から大きい案件まで、着実に支援をしているというところでございます。

以上でございます。

○宮本部長 御説明いただきました5つの省庁の皆様、どうもありがとうございました。

ただいまから、これらの御説明に対しまして質問をしていきたいと思っております。先ほど資料2-1でヒアリングの説明がございましたけれども、真ん中の2番目の項目の中に①②③④と項目を分けてございます。最初の質問の時間では①②を中心に、それが一段落つきましたら③④を中心にという形で、分けて御質問していただければと考えております。

まず、①の所管分野における案件形成の推進に係る取り組みと、②のアクションプラン

集中取組方針に掲げる重点分野の進捗状況について、アクションプラン等の進捗状況の把握と必要な見直しの観点から、御質問、御意見等をいただきたいと思ひます。

もう一点お願いがござひます。たくさん委員の方がいらっしやひますので、それぞれの委員の御意見の部分は次回の部会までとっておいていただきまして、今回は質問を中心にお願ひできればと思ひます。質問をなるべく簡潔に、まずお一人最大2件までという形でいって、もし時間が余りましたら追加の御質問をお受けするという形にしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、御質問をお受けしたいと思ひますが、いかがでござひましょうか。

江口先生、お願ひします。

○江口専門委員 先ほどの続きで、11ページの表は、今御説明いただいた内容でアップデートしていただけるという理解でよろしいでしょうか。

というのは、11ページのこの一枚紙がもう全てを語っているようなところもありますので、これを見ながら進捗状況を確認していくというのが非常に大事で、資料がたくさんあって、どれを見れば現状が把握できるのかというのがよくわからないので。

○宮本部長 どの資料の11ページですか。

○江口専門委員 1-3の11ページです。

○宮本部長 それについては、次回またアップデートしていただくという形でお願ひしてよろしいのですかね。

○森企画官 年度末が期限の目標もありますので、また精査をしていきたいと思っております。

○宮本部長 次回の資料ではアップデートしていただくという形です。ありがとうございます。

各省庁に対しての御質問という形でお願ひできればと思ひますが、いかがでござひましょうか。

根本先生、お願ひします。

○根本部長代理 上下水道について国交省さんと厚労省さんからお話があつて、努力をしているということですがけれども、民間からすると、公営企業としての経営の側面から見た心配というのは結構あるので、これは総務省の公営企業課で検討していると思うのですが、それは発表に入っていなかったのですがけれども、この場で紹介できることは何かありますか。

○宮本部長 今のは総務省への御質問ですね。いかがでしょうか。

○総務省（飯塚室長） 済みません。担当課がおらずに申しわけござひません。本日は恐縮でござひます。

○宮本部長 恐縮ですがけれども、後ほど事務局のほうに御回答いただければと思ひます。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。石田さん、お願ひします。

○石田（直）専門委員 きょうは遅参いたしましたして失礼いたしました。

厚生労働省に一つ御質問させていただければと思います。資料の5ページ、「官民連携の推進」ということで、今、まさしく水道法改正の関係をいろいろ御検討されていると聞いております。

先ほどの御説明ですと、水道法の中で、運営権事業を実施する場合には何らかの、恐らく厚生労働大臣の許可ということになっていると思うのですけれども、その許可における要件とか許可のタイミング、実質的にどこからやるかとか、そういうこともなのですけれども、こういうことを可能な範囲で教えていただければと思います。

特に水道法とか厚生労働省所管の事業の許可の要件は、その事業を実施する人に対する要件とか、事業のいろいろな委託の基準とか、そういうのが結構あると思うのですけれども、運営権者が決まった後の許可となると、いろいろと不確実性があったりするのかなと思ひまして、その辺、可能な範囲で教えていただけたらと思ひます。

○宮本部長 よろしくお願ひします。

○厚生労働省（松田室長） 5ページの4でございますが、この仕組みとしては、水道事業では認可というところで、その対象となる事業者が確実に水道を実施できるかということを確認するというところで、そういう認可のときの確認すべき点もやはり許可においては確認するというところで、計画が合理的だとか確実だといったところは確認することになるのかなと思ひています。あとは、料金をコンセッション事業者のほうで設定するということになりますので、そこは水道は総括原価で設定するという原則がありますので、そういったところも確認する。

もう一つは、水道全体の課題がございます。この法改正も、官民連携もその一つの施策として決まっておりますので、もっと広く言いますと、水道の需要が減少して老朽化が進む、人材が不足する、そういう水道の基盤が脆弱化して厳しくなっているということで、基盤の強化が大きなテーマになっておひまして、これを水道法の目的なり、関係者の責務なりにしっかり位置づけようという方向を考えていますので、そういった意味で、官民連携でコンセッションを進める上においても、水道事業がしっかり基盤強化につながるものとなっているのか、そんなところも確認していくことになるのかなと考えておひます。

手続としては、ここにありますのは運営権の設定のときに許可をするということですので、実施方針が決まり、その後で事業者を選定して、運営権を設定と。その設定のところで許可するというを考えておひます。ただ、当然、その時点で許可できないということにならないように、事前に調整なり、そういうことをしながら進めていくという形になるのだろうと考えておひます。

○宮本部長 よろしいですか。ありがとうございました。

赤羽先生、お願ひします。

○赤羽専門委員 2つということなので、まず、国交省に道路関係でお聞きしたいと思ひます。道路関係の横展開ということで、愛知道路公社の後続案件があるかということ、道

路関係でもう一つ、首都高速、15ページのところがあるのですけれども、横展開の関連と、あと愛知道路公社は特区法の関連でやられていたと思うのですけれども、道路法について改正、例えば利潤についての項目がないとか課題があるのですけれども、道路法の改正の予定があるか。それから、道路の関係でいくと、15ページの紙はいいのですけれども、これは具体化の検討を進めるというので何年度というタイムラインが全然出ていないので、そこを道路関係ではまずお聞きしたいというのが1つ目でございます。

2つ目は、総務省にお聞きしたいのですけれども、総務省の資料の2ページ、指定管理者制度について把握して情報提供していただくというお話だったと思うのですけれども、これについて、従来から公の施設についての議論がありまして、二重適用の問題というのがありましたので、その整理の進捗状況がどうなっているか。ただ、いろいろなところで、指定管理者制度については短期的になってしまい、プロジェクトとして難しいとか、いろいろ言われているので、できるだけ抑制的というか、適用はしないという流れであって、地方管理空港とかも適用はないという流れだったと思うのですけれども、その辺の確認をしたいというのが2点目でございます。

以上です。

○宮本部長 どうもありがとうございます。道路は私もお聞きしようと思っておりましたので、国土交通省、よろしくをお願いします。

○国土交通省（山下政策企画官） 御質問、ありがとうございます。

まず、道路の横展開のほうですけれども、先ほどの地方ブロックのプラットフォームの中で、2月7日にコンセッションに特化したセミナーを開きまして、その中で道路とか、空港とか、下水道も含めてですけれども、セミナーを行って、それで横展開、具体的にどんな感じだったかということや自治体の方々とか民間の方々にお知らせしているという取り組みをしているところでございます。残念ながら、道路のほうは次の案件がまだ上がってきていない状況でございますので、まだ法改正とかそういったところまで話が進んでいないという状況でございます。

それから、築地川のほうでございますけれども、こちらは制度的には26年に法改正をして、立体的に道路の所有権について区分して、上下について活用できるという形で、制度面は措置しているところでございますけれども、具体的に築地川の区間についてどうするかというところについては、今、関係機関の中で検討会をつくって検討しているということでございます。ディベロッパーとか、その辺の関係方面の進捗状況をよく踏まえてやっていく必要があるということで、申しわけございませんけれども、まだ具体的なタイムラインが出てくるというところまで至っていないという状況でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。よろしいですか。

では、総務省、お願いします。

○総務省（飯塚室長） 指定管理者制度とコンセッションの二重適用の件でございますけれども、内閣府と連携させていただいて、まさに御質問いただいた公の施設に関しまして

は、施設の目的外の場合にはPFI法に基づく賃貸借を御活用いただいて、指定管理者の指定は必要ないという整理でございます。ただ、施設の目的内の場合には何らかの対応が必要だということで、今後整理されるという整理になってございます。

○宮本部会長 よろしいでしょうか。

○赤羽専門委員 後でまた説明いただきたいと思いますのですが、要は適用は抑制的になっているということですか。

○総務省（飯塚室長） 公の施設であっても、施設の目的の範囲外であれば、指定管理者制度の適用は不要であって、PFI法に基づく賃貸借で特定の第三者に貸し付けることができるという整理でございます。

○宮本部会長 いかがでしょうか。

○赤羽専門委員 後でまた説明をお願いします。

○宮本部会長 では、廻先生、お願いします。

○廻専門委員 2点お願いいたします。

厚労省の4ページ目ですけれども、コンセッション導入に当たってトップセールスをしているというお話があるのですが、トップセールスというのは、どういうレベルの人がどのようにと、具体的に御説明いただけますか。

もう一つは総務省で、総務省のほうは数字はあったのですが、事例がないので、何か先進的な事例があったら一つ教えていただきたい。

○宮本部会長 では、まず厚労省からお願いできますか。

○厚生労働省（松田室長） 水道事業の管理者、トップの方を基本的には対象にして、それでこちらからは水道課の課長とか、あるいはもう少しレベルを上げるとか、そういった形で、直接訪問して御説明をしているということでございます。

○廻専門委員 あちこちでトップセールスは、首相のトップセールスから課長のトップセールスまでいろいろあるので、伺わせていただきました。ありがとうございます。

○宮本部会長 それでは、総務省、お願いできますか。

○総務省（飯塚室長） 事例は、独立採算制等の指定管理者制度でございます。これはまさに今いろいろ整理しているところでございますが、例えば大規模イベント施設なんかで、それらしき形態のものということでヒアリングでは把握をされていて、そういうものは具体的にどういう状況なのだということで改めて自治体に聞いていて、その辺のやりとりをずっとしているということで、その辺を整理して年度末までに何とかということで、作業をさせていただいているということでございます。

○廻専門委員 もうちょっとお待ちくださいということですね。

○総務省（飯塚室長） 済みません。

○宮本部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから、国土交通省と厚労省もかかわってくると思うのですが、コン

セッションというか、公共施設等運営権の事業を推進しようというのが大きな一つの柱ではございますけれども、アクションプランの検討の中でも議論したのですけれども、全てが完全な独立採算型で行われるように印象づけたら、なかなかそういうので整理するのは難しいでしょうねと。適切に、税金の部分も入ってきますよねという形で、混合型という形のものも考えましょうということを積極的にアピールしようということも議論させていただいております。アクションプランの中にも書き込まれていたかと思います。それについて、今、いろいろな形で、ある意味ではトップセールスとかプロモーションをされているのだと思うのですけれども、その混合型のこういうパターンもありますよという形の啓発をさせていただいているかどうかということの御説明をお願いできればと思います。

○国土交通省（山下政策企画官） まず、国土交通省関係でございますけれども、先ほど申し上げましたコンセッションを広めるための横展開するためのコンセッションセミナーでございますが、そちらで、まさに宮本先生にもお越しいただいてそのお話をいただいたところでございまして、そのあたりについて周知をそういった形でセミナー的にやっていくということ。それから、特に下水道とかその辺がなかなか独立採算では難しいような面があるかと思っておりますけれども、その辺について、先ほどちょっと資料のほうで御説明申し上げましたけれども、各自治体に集まっていたいで行っております検討会、そのあたりでも周知を図っているということでございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

厚労省のほうもお願いいたします。

○厚生労働省（松田室長） 水道のほうですけれども、水道は基本的に独立採算でやっていくということでやっておりますので、基本的にはそういう事業ができるように、逆に料金を適正に設定してやっていただくところを、そこは官民連携に限らず進めるところで、今回それを水道法改正の柱の一つにしているということで、計画的な更新が必要だということで、そういったものにかかる費用はどれぐらいのものがあるのかというの見通しを立てていただいて、そういったものを料金のほうにも反映していただく。そういう方向でやっていただこうと。それが難しい場合には、広域化を検討するとか、官民連携を進めていただく。まず、そういう枠組みの中で考えていただこうと思っています。

あとは、コンセッションという仕組みと、それ以外のいろいろな官民連携の仕組みもありますので、そういうところは組み合わせながら検討いただくということをまずは考えてございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

そのほか。では、浅野さん、お願いします。

○浅野専門委員 総務省の方にお伺いしたいのですが、公共施設等総合管理計画と資産台帳が提出された後、具体的にどういう形でフォローをされようとしているのかをお伺いしたい。

質問の背景は、公表されている幾つかの自治体の公共施設等総合管理計画を見ますと、

数値に基づく現状の報告は整理されているが、肝心な今後の取り組みのところで、本来検討すべき統合化計画とか、資産の集中と選択に関わる具体策がなく、全部課題として列挙されている。現状把握に留まっている自治体が多いのではないかと、という気が致しますが、こういった自治体の計画に対して今後どうフォローされる御予定かということをお伺いしたいのですが、よろしく申し上げます。

○宮本部長 お願いいたします。

○総務省（中尾課長補佐） まず、矮小な意味でのフォローという意味では、この策定状況については毎年半年おきに調査をしているものですが、これは引き続き行っていくというところであります。

この総合管理計画を策定したのにつきましては、全ての団体、一覧表といいますか、こういうことをつくっていますねということをお我々として取りまとめて公表するというのもしてございまして、その意味では各団体ともそれを見て、自分の団体の足らざるところとか、そういったところがフォローといいますか、把握できるような仕組みはつくっているところであります。

また、制度的にも、この公共施設等総合管理計画とあわせて御説明いたしました固定資産台帳といったものは非常に密接な関係がございまして、ある意味、公共施設等総合管理計画における推計値とか今後の計画の基礎となります数値というのは、ある程度推計的にざっくりと今試算をしているところでありますけれども、固定資産台帳が整備されることによって、より精緻な数字が出てくることになってまいります。そういったものを公共施設等総合管理計画、一度策定したものでありますけれども、再びフィードバックして、より精緻にしていきたいということをお願いしているところでありまして、これは既に通知などなりで要請しているところですが、折に触れて説明会とかそういった場で説明する中で、管理計画をブラッシュアップして、より中身の濃いといいますか、そういったものにしていただきたい。当然、実行が伴っていくことが重要ですが、そういった取り組みをしているというところでございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

それでは、まだあるかと思いますが、後半の③④がございまして、ここの御質問をいただいた後に、時間があればもう一回戻りたいと思います。

続きまして、③の優先的検討にかかわる取り組みと、④のその他PPP/PFI推進にかかわる取り組みということで、アクションプラン等の推進状況の把握と、必要な見直しの観点から、御質問、御意見等をいただければと思います。よろしく申し上げます。

では、石田晴美さん、お願いします。

○石田（晴）専門委員 これは内閣府になるのかもしれませんが、アクションプランの最後のところにPDCAサイクルとあって、そこではフォローアップの結果は各地方公共団体における取り組みの目安となるよう、比較可能な形でベンチマーク化するなど、見える化に工夫をするということが明記されています。今回は見える化のものはいただい

ていないと思うのです。どういう形で見える化されるのか、その辺の御予定を教えてください。

○宮本部会長 では、森企画官、お願いします。

○森企画官 ここで、個別のものにつきましては、それぞれ所管のところでは見える化ということで、例えば今の優先検討でいきますと、先ほど説明させていただいたとおり、策定状況をフォローアップして、今のパーセンテージの公表をしたり、公共施設等総合管理計画でも策定状況等をちゃんとフォローアップして見える化ということをしております。そういった個別で見ると、ちゃんとフォローアップをして見える化をしているのかなと思っています。

○宮本部会長 この部会の報告の一部になるのかなと思うのですけれども、こういう形で各省庁から出していただいているものを含めて、計画部会としてそれを取りまとめたのが一つの見える化のアウトプットにしていくというのがこの部会のミッションの一つかと思っておりますので、今の段階というよりは、これを進めていくというふうに御理解いただいてもいいかと思っております。やるのは我々がやる部分もありますよという形だと思います。資料はもちろん各省庁から出していただかなければだめだと思います。

よろしいですか。どうぞ。

○石田（晴）専門委員 少し意見も入ってしまうかもしれないのですが、例えば地方公共団体の取り組みを促すための見える化という形になると、例えばきょうの資料1-3の9ページの類型Ⅲ、公的不動産の有効活用を図る、ここは余り進んでいないのではないかというお話もありました。人口20万人以上の自治体は10年間で平均2が目標ですけれども、1団体2のほうが望ましいわけです。20万人以上というと、都道府県と政令指定都市と20万人以上で181団体です。その181団体を一覧にして、既に何件、何についてやっているのかをばんと出したほうが、それこそ見える化です。目標が平均2なのでやっていないところはあると思うのです。例えば横浜市は900やっているけれども、やっていないところもある。目標は平均2だけれども、できれば全部2やってほしいというのを見せるのであれば、そのような見える化のほうが適切だと思います。促すというのは、見える化ですよ。競争させるといことですから、そういう御予定はないのでしょうか。

○宮本部会長 では、お答えいただけますか。

○森企画官 個別の話になるのですが、例えば先ほどの類型Ⅲの件数とかそういったところは、実はこのアクションプランをつくったときに、事業規模は類型Ⅲですと4兆円と決めましたけれども、そのときにそういった4兆円というのはどのぐらいのものなのだろうということで、それは平均2件程度だということに結果としてなるのですけれども、その2件というのを我々は件数のそれぞれに見える化する目標というよりは、事業規模を達成するための目安ということで出させていただいておりますので、事業規模は今こういった進捗状況ですということで見える化をしているところです。その件数、この事業で何件というところの見える化というよりは、全体の事業規模で把握をしていきたいと思ってい

るところでございます。

○宮本部長 次回、また御意見をいただく機会がございますので、そのときにまた御発言いただければと思います。

ほかに。では、財間さん、お願いします。

○財間専門委員 優先的検討に係る取り組みの件ですけれども、先ほどの御説明の中に、3省庁でガイドラインを今つくられている、もしくは国交省はもうつくられたと伺っていますけれども、確認という形の質問かもしれないのですけれども、3省庁の間でガイドラインについて、もし調整が必要かどうかもわかっていないのであれなのですけれども、調整をされてつくられているのか、それは直接3省庁間でやられているのか、もしくは内閣府が間に入られて調整されているのかという点を伺いたい。

もう一つは、これは内閣府のほうからだと思うのですけれども、優先的検討運営支援事業からのフィードバックで、運用規程のほうに反映されているというお話があったやに記憶しているのですけれども、そういったヒアリングしたような内容で、制度上のディスインセンティブが出てきたときに、それを吸い上げていくような仕組みはあるのかどうか。その2点をお伺いしたいと思います。

○宮本部長 最初は、おわりの範囲だとは思いますが、ガイドラインについて、まずは国交省のほうからお話いただけますでしょうか。

○国土交通省（山下政策企画官） 下水道の関係でございますけれども、下水道のガイドライン策定に際しまして、内閣府、厚労省、総務省には事前に意見照会をした形で、連携をとりながらやっているということでございます。

○宮本部長 どうぞ。

○厚生労働省（松田室長） 厚生労働省の水道課のほうは、今まさにつくっているところでございますので、先ほどありましたように、下水道とは似た部分がありますので、参考にさせていただくという形で進めております。

○宮本部長 当然、調整していただきながら進めていただいているという理解でよろしいのですね。ありがとうございます。

もう一件は内閣府のほうでお願いします。

○森企画官 先ほど、優先的検討という意味では、優先的検討運営支援事業でいろいろやっていく中で庁内体制をどうしていけばいいのかというお話ですとか、そういった課題があったり、あとはどういうふうに数値を検討したらいいのかというのもよくわかりませんということもありましたので、そういったことも踏まえて、優先的検討部会でも議論をして、それを踏まえて、そういった課題を吸い上げてこの運用の手引というものにさせていただいたところがございます。

あと、個別の課題の吸い上げという意味では、例えば我々も先ほどの説明したワンストップ窓口とか、ほかにもいろいろ支援を行っておりますので、そういったもので適宜、吸い上げて課題を解決していくということもしております。また、後ほど御報告させていた

だくのもありますけれども、いろいろ新しい課題が出てきたら、それに対応して、例えば法令を改正したり、そういったところを今やっているところでございます。

○宮本部会長 よろしいでしょうか。

赤羽先生、お願いします。

○赤羽専門委員 優先的検討にかかわる取り組みのところ、上下水道の広域化という観点なのです。国交省のパワポの8ページに要件化ということで、コンセッション方式を初め、汚水処理施設の広域化をやるために書いてあるのですけれども、内容を確認させていただきたいのですが、①は下水処理の改築のところなので、これに当たってはあらかじめコンセッション方式で、このコンセッション方式は管路部分も含まなくてもいいのかどうか、それとも管路部分を含む全体の話なのか。

②のところは、下水処理場における各施設の統合の話ですけれども、広域化とは書いてあるのですけれども、これは多分同じ地方公共団体の中の統廃合の話ではないかと思っていて、間違っていたら教えていただきたいのですけれども、地方公共団体を越えた広域化に資する方法は何かあるのですかというところがあります。それが上下水道という意味で、厚労省も今後検討されるかどうかというところですが、厚労省の5ページに、水道法の改正で広域連携の推進ということが書いてありますが、これは推進すると地方公共団体に何かいいことはあるのですか。そういう意味では、同じようなことを考えられているのかということが広域化の観点から1点。

もう一点だけ内容を教えていただきたいのですが、これは簡単にでもいいのですが、国交省と総務省と内閣府のほうで、その他PFIに係る取り組みで、民間提案の積極的活用に係る運用ガイドというのが去年の10月ぐらいに出ているのですけれども、その後、運用ガイドで何かものが出てきているのかどうかということをお教えください。

○宮本部会長 では、まずは国交省のほうに下水道の話、8ページの項目をよろしくお願いします。

○国土交通省（山下政策企画官） 下水道の8ページの要件化の関係の御質問でございます。まず1つ目の①のところですが、コンセッション方式の導入に係る検討ということでございますが、こちらは管路も含めてもいいですし、含まなくてもいいですし、どちらでも対象でございます。

2つ目でございますけれども、統廃合ということで周辺の処理場について検討しなさいということになっていまして、その周辺という意味は、他の自治体のもも含めて周辺にあるものについて統廃合を検討していくということでございます。

○赤羽専門委員 そうすると、周辺の基礎自治体を越えた統廃合ということになると、それを検討していると誰が補助金をもらえるのですか。改築したところがもらえるのですか。

○国土交通省（山下政策企画官） 最終的に改築をしたところになります。

○赤羽専門委員 そうすると、理屈を言うと、検討だけすれば、各自治体が改築して、A市も改築し、B市も改築するけれども、ABで統廃合で検討したら両方出るということで

すね。

○国土交通省（山下政策企画官） 改築をするところが、例えばA市が改築しようとしたときに、B市の施設があった場合に、そのB市との統合を検討した上で、その要否を判断して、A市のほうに改築という費用が生じれば、そこに出るという形です。

○赤羽専門委員 逆もまたしかりだから、理屈を言えば、B市でもやって、結局広域化しなくてもB市にも出るということですよ。

○国土交通省（山下政策企画官） B市の費用が発生すればということですよ。

○宮本部長 では、厚労省、お願いいたします。

○厚生労働省（松田室長） 広域連携という、水道法改正ですよ。これは、逆に言いますと、既に厚労省の交付金で、広域化をする場合に、同じようなものですが、例えば浄水場を統合するときには、それに対する整備費用に対して補助が出るとか、そういう仕組みは現状ありまして、そういった中でも、例えば事業者の料金とか、いろいろな格差があるので、統合に至るまでにハードルが高い部分もあってなかなか進まない。それを解消するために、もう一段上に都道府県の立場で、都道府県全体でどういう広域化を進めていくのか、それを引っ張っていく役回りをしていただこうと、法律の見直しとしてはそういう目的でやっております、逆に、またこれを進める上でどういった支援ができるかというのは今後検討していくという流れになっています。

○宮本部長 よろしいでしょうか。あとは運用ガイドに従って事業が進んだかという御質問だったという理解でいいのですか。

○赤羽専門委員 はい。

○宮本部長 国土交通省のほうはいかがですか。

○国土交通省（山下政策企画官） 策定されたのがまだ1月でございますので、それを踏まえてというのはまだでございますけれども、これから検討会の中でもそういったガイドができたことは周知しておりますので。

○宮本部長 去年の10月でしたかね。

○国土交通省 うちの手引。そうです。

○宮本部長 また、もしあればということで、今度また御報告いただけると幸いです。ありがとうございます。

ほかに。根本先生、お願いします。

○根本部長代理 文科省に質問ですけれども、具体的な案件のところ、大阪新美術館と法務省の刑務所の話ですけれども、動物園、水族館、植物園、美術館とか博物館、結構いろいろところで検討しているように聞いているのですけれども、それは余り把握しておられないでしょうかということと、こういうところで紹介していただけないでしょうかということ。

もう一つは、大阪新美術館は前々から構想があったからということなのではないかと、コンセッションの前に設計コンペが行われていて、審査員が建築と美術の先生だけで、

恐らくコンセッション事業者から見ると甚だ不本意な設計になっているのだらうなと思うのですけれども、これはやむを得ないということなのでしょうが、本来はこういうのはやはり望ましくなくて、新設の場合はできるだけ最初からしっかりと民間の知恵を入れて、あるいはリスク負担能力を入れて考えるべきだと、そういうガイドラインにいずれはなるのだらうなと期待しているのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○宮本部長 お願いします。

○文部科学省（山川課長） まず、1点目の動物園というお話ですけれども、文科省の所管と言え、確かにそういう部分というのはございますけれども、基本的に文科省が施設に関して所管している部分は、学校施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設という区分になっておりまして、直接的にはその分野につきましては施設の対応というのは文科省ではしておりません。ですから、施設の支援につきましては、内閣府のほうでいただいているという状況でございます。

○根本部長代理 そうなのですか。その手のものみ、本件の所管というか、博物館法で言う生態系の博物館ではないですか。そうだとするのが文科省のもともとのスタンスのはずなので。

○文部科学省（山川課長） 社会教育施設に入る動物園については文部科学省のほうなのですけれども、その辺の所管が違いまして申しわけないのですけれども、そのあたりはもう少し整理させていただきたいと思います。

それと、2点目でございますけれども、当然コンセッション事業を行う際には、構想の段階からそれは考えるべきというふうに私も思いますけれども、今、コンセッション事業としてどういったところが応募しているかということ考えたときに、コンセッション事業として確定といいますか、具体的な検討をしているのはこの2事業ということで紹介させていただきましたけれども、コンセッションの正しいやり方がこれであるという例ではないと御理解いただきたいと思います。

○宮本部長 どうもありがとうございます。

時間もそろそろ来ております。最後の1問ぐらいなのですが、いかがでしょうか。

では、石田晴美さん、お願いします。

○石田（晴）専門委員 ちょっと場違いな質問になってしまうかと思って恐縮なのですが、きょうの参考資料3の優先的検討規程の運用の手引という、この大部にわたるものは非常によくお作りになられていて。

○宮本部長 この件はちょっと。せっかく来られている省庁さんに。

○石田（晴）専門委員 そうなのですけれども、その中で、せっかく作られていて、つい先日、給食センターというところに私業務の。

○宮本部長 この件はまた次回でも議論できますので。

○石田（晴）専門委員 文科省の方に次回お答えを持っていただきたくて、質問を一つだけさせていただきます。

○宮本部会長　　そうですか。わかりました。

○石田（晴）専門委員　131ページですが、給食センターで（2）官民の役割分担のところの最後、131ページの下段、「献立の作成業務は文科省通知により設置者が直接責任を持って実施すべきものであるから、委託の対象にしないこととされている」という、この一文なのですが、次回、その理由等を教えていただきたい。

　　といいますのは、民間の創意工夫を引き出してより高いサービスを出すといったときに、給食センターだと、安全でおいしいものを提供することです。おいしいかどうかの決め手は献立です。献立は公が作成するのであれば民間業者のインセンティブ指標として残渣、食べ残しを使えません。なので、なぜ献立の作成業務は委託できないのか。委託をしても適切に公がモニタリングすれば問題ないと思います。「委託の対象にしない」という一文は絶対なのかどうか、そしてその理由を教えていただきたい。

　　場違いな質問で申しわけありません。

○文部科学省（山川課長）　担当のところに聞きまして、次回お答えさせていただきたいと思います。

○宮本部会長　　その点はよく話題になるところだと認識しております。ありがとうございました。

　　それでは、まだ御質問もあるかと思えますけれども、時間が来ておりますので、これで一応終わりたいと思います。各省庁の方々はお越しいただきまして、大変ありがとうございました。お礼申し上げます。

　　それでは、議題（3）のその他の報告事項につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○森企画官　　それでは、資料3に基づきまして、「PPP/PFIの関連施策について」ということで、最近の取り組みについて御報告をさせていただきます。全部で5件ございます。

　　1点目が、上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置でございます。こちらは、先ほど、水道、下水道、コンセッションの進捗状況というところで、もうちょっとでこ入れをということで、28年度の第2次補正予算で上下水道のデュージェレンスとか、導入可能性調査とか、そういったものにつきまして支援を行っているというものでございます。そのための補正予算でございます。

　　その次の3ページ目が支援対象案件ということで、こちらは1次募集、2次募集とありまして、1次募集につきましては12月、2次募集につきましては先日の2月15日に支援決定をしているところでございます。これは全部で38件ございまして、その中で水道、下水道もありますし、文教施設も結構ありまして、検討は行っているというところでございます。こういったふうに、考えておられるところは結構あるというところがございます。

　　続きまして、4ページ目と5ページ目ですけれども、こちらがPFI法の施行令を改正いたしましたという御報告でございます。ここで例として浜松市の下水道の例を示しているの

ですけれども、こちらは料金の一体的徴収が可能になりましたというものでございます。

具体例のほうがわかりやすいので、浜松市のものですけれども、こちらは運営権者にかわって料金を徴収できる仕組みにしましたというものでして、浜松市ではコンセッションで下水道の一部を行うというところで、今まで水道料金と一体的に徴収をしてきたところですが、その下水道のところだけコンセッションということで、住民にとってみると2カ所に払わなければいけないというところで、そうなるとやはりコストもかかりますし、住民にとっても不都合にもなりますというところで、それを市が一括して徴収できるような仕組みにしましたというものでございます。

もともとの仕組みですと、それも地方自治法上できないということでしたので、PFI法の施行令を改正して、それができるようにしたというものでございます。それが4ページ目と5ページ目になります。

続きまして、6ページ目から9ページ目までが「財政融資資金の繰上償還について」でございます。これも上下水道ですが、上下水道は自治体が借金して整備なりをしておりますけれども、その借金を、今、コンセッションに出して運営権対価で返済しようというときには、繰上償還をしようとする補償金を支払う必要があるというところでして、我々はコンセッション推進というところからいきますと、そういったところを解消して、要は補償金を減免するというでコンセッションをより進めていこうと、そういった措置でございます。

7ページ目からが、これは昨年の12月20日の未来投資会議構造改革徹底推進会合のときの資料ですが、その一番下に、平成30年度にPFI法改正による立法措置を講じることを前提として政府部内で検討を進めるということで、今から検討を進めていくということになったというものでございます。

8ページ目が、何でもかんでも認めるというわけではなくて、3番で「支援対象事業」としているのですけれども、一定の要件、かなり厳しい要件といえますか、人口減少で、厳しい経営環境で、かつ自助努力をしている、そういったところを対象にということで、検討が今後進められるというところでございます。

さらに9ページ目、こちらは法律事項を含むので、今後検討を進めていくというところでございます。

4点目、先ほど赤羽先生のほうからもありました二重適用の関係ですが、先ほど抑制という話もありましたが、空港とか、水道とか、下水道とか、そういったところは我々はガイドラインもつくってしまっていて、そこは二重適用、併用する必要はないということでの整理をしているところでございます。

10ページ目の一番下に日本再興戦略2016とあるのですけれども、今般、文教施設とかクルーズ船向け旅客ターミナル施設とか、そういったところで指定管理者との二重適用で不要となる手法について検討することとされてしまっていて、それを今後検討していくということでございます。一応平成30年の通常国会に、PFI法改正ということで必要な措置を盛り込

むこととしております。

その前に、現行法上できるものにつきましては、今年度中に運営権のガイドラインを改正して周知をするということとして、それが2つ、①②と書かせていただいておりますけれども、対象施設を普通財産化した上で貸し付ける。あと、行政財産については、施設目的の範囲外の使用に供する場合に限るということ、こういったものは現行法上、可能ということで、これはきちっと運営権のガイドラインのほうに明記をしていくというところでございます。

法改正というところで行きますと、コンセッション事業者がその運営する公共施設等を特定の者に利用させることかできるよう、施設目的の範囲内の話になりますけれども、そういったところについて具体的な方策を今後検討して必要な措置を講じることとしているものでございます。

最後に、PFI推進機構の税制特例の措置が認められましたというところでございます。11ページ目は機構の概要ですので省かせていただきまして、12ページ目が特例の創設ということ。

機構が法人事業税を納めていますが、普通にいけば資本金に税率がかかっているということですが、その資本金を純粋な今持っている資本金ではなくて、銀行法に規定する銀行の最低資本金の額とみなすという特例措置が認められましたということで、これで年間9,000万円の税負担が軽減されるということで、今後、出融資とかコンサルティング、そういったところを機構にまたどんどんやっていただくことができるようになったというものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

ただいまの御報告に対しまして、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

もしよろしければ、最後に事務局のほうから、連絡事項がありましたらお願いしたいと思っております。

○森企画官 次回の計画部会ですけれども、次回は3月14日のまた同じ時間、10時から12時までということにさせていただきます。構成委員の皆様から、本日のものも踏まえまして御意見をお伺いすることを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○宮本部長 ありがとうございます。また次回もよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。